◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２４３号（H26. 4. 11）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝６件（４月４日～４月１０日分）
（１）高速乗合バスが左側ガードレールに接触し乗客が負傷した事故
（２）乗合バスの車内事故
（３）乗合バスが対向車と正面衝突した事故
（４）乗合バスが右折トラックと衝突した事故
（５）タクシーが路上に倒れる人を轢いた事故
（６）酒気帯び運転の大型トラックが対向のトラックに正面衝突した事故

２．事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等更なる安全確保の徹底について！
３．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
４．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
５．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！（関東運輸局がプレスリリース）
６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
７．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
９．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
◇◇◇

事故当時、当該バスの運転者は、走行中に運転席の横まできた乗客からの問い合わせを受けた際に脇見運転となり、ガードレールと接触し、その反動で当該乗客がバランスを崩して、車両に腰をぶつけた模様。

（２）乗合バスの車内事故
４月７日（月）午前１０時２５分頃、青森県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、渋滞のため停車し、再び発車したところ、乗客（９０歳、男性）が転倒した。
この事故により当該乗客が大腿骨を折る重傷を負った。
当該乗客は、バスが渋滞で停車した際に、停留所に到着し停車したものと勘違いし、席を立って車両前方へ移動していたところ、運転者はそのことに気づかずバスを発車させ、乗客が転倒した音で初めて気づいた模様。

（３）乗合バスが対向車と正面衝突した事故
４月７日（月）午後１０時１５分頃、奈良県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１１名を乗せて運行中、センターラインを超えて対向してきた軽自動車と正面衝突した。
この事故により、当該バスの乗客１名が顔面打撲の軽傷、当該軽自動車の運転者が死亡した。
事故現場は、片側１車線の直線道路で、当該乗合バスの運転者は、対向車線にはみ出してきた当該軽自動車を確認し、急ブレーキを踏んだが間に合わず正面衝突した模様。

（４）乗合バスが右折トラックと衝突した事故
４月８日（火）午前９時頃、岡山県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２８名を乗せて運行中、対向車線を走行していた自家用トラックが急に当該バスの前方を右折してきたため、衝突を避けようと急ブレーキにて停車した際、車両中央に立っていた乗客（女性、６４歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が背骨を骨折する重傷を負った。
事故現場は片側１車線の直線道路で、事故当時、当該トラックは反対車線側にある商店に入ろうと急に当該バスの前方を右折した模様。

（５）タクシーが路上に倒れる人を轢いた事故
４月８日（火）午前０時５５分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、路上に横臥していた男性を轢いた。

この事故により、当該男性が死亡した。
当該男性が横臥していた原因等については、現在調査中。

（６）酒気帯び運転の大型トラックが対向のトラックに正面衝突した事故
４月６日（日）午前１時頃　京都府において、奈良県に営業所を置くトラックが、反対車線に侵入して対向のトラックと正面衝突した。
この事故により、対向のトラックの運転者が重傷を負い、当該トラックの運転者に怪我はなかった。
事故後、当該トラックの運転者からアルコールが検知され、酒気帯び運転であった模様。

◇◇◇

でに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

ために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。
このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf

◇◇◇

【８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

導及び監督の実施マニュアル
・H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19 年 6 月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

◆◆◆